

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 7月 2日
【会社名】	大黒屋ホールディングス株式会社
【英訳名】	Daikokuya Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目 1番 8号
【電話番号】	03-6451-4300（代）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 大村 正文
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目 1番 8号
【電話番号】	03-6451-4300（代）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 大村 正文
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 749,994,600円 第18回新株予約権 27,719,283円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,027,718,183円
	（注） 行使価額が調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権証券の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各新株予約権証券を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	13,157,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準的な株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1. 新規発行新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行については、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、発行を承認する決議が行われています。なお、当社代表取締役社長の小川浩平氏（以下、「小川浩平氏」といいます。）は本新株式の割当予定先であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加していません。

2. 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	13,157,800株	749,994,600円	374,997,300円
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	13,157,800株	749,994,600円	374,997,300円

- (注) 1. 第三者割当の方法により割り当てます。なお、発行価額の総額のうち499,998,300円を金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。）で、割り当てます。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
 3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
 小川浩平氏の当社に対する金銭債権の元本500,000,000円のうち499,998,300円

当社は、小川浩平氏に対し、以下の通り平成29年（2017年）11月30日、平成30年（2018年）2月13日及び3月16日に、金銭消費貸借契約により借り入れた、元本金500,000,000円及び未払利息10,694,519円（本届出書提出日7月2日現在）の債務があり、元本金500,000,000円のうち499,998,300円を対象として新株の割当を行います。元本残額1,700円並びに未払利息は債務となります。

DES対象借入金及び借入利息目録

平成30年7月2日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成29年11月30日	平成29年12月30日	120,000,000円	5.0%	3,534,246円
平成30年2月13日	平成30年3月13日	350,000,000円	5.0%	6,712,328円
平成30年3月16日	平成30年4月16日	30,000,000円	5.0%	447,945円
計		500,000,000円		10,694,519円

- (注) 1. 借入金の当初返済期日は、1ヶ月後となっておりますが、小川浩平氏とは口頭での確認に基づき、本新株式の払込期日である平成30年7月18日まで延期しています。変更後の返済期日につきましては、払込期日までに書面にて確認を行うことになっております。
 2. 利息金額は借入日より本届出書提出日までの金額を記載しておりますが、本新株式の払込期日となる平成30年7月18日までの未払利息は、11,790,410円となります。なお、未払利息の返済は現時点では予定しておらず、返済についての協議も行っておりません。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又

は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成30年7月18日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
57	28.5	100株	平成30年7月18日	-	平成30年7月18日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額749,994,600円のうち499,998,300円を金銭以外の財産の現物出資(D E S)による方法で割当てます。
2. 発行価額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申し込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後の上記申込期日に総数引受契約を締結し、払込期日に発行価額の総額を金銭または金銭以外の財産の現物出資により払い込むものとします。払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の第三者割当は行われなないこととなります。
4. 払込の方法は、次のとおりとします。
- (1) 金銭以外の財産の現物出資による払込については、申込期間内に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日の到来を以て本新株式の払込に充当され消滅します。
- (2) 金銭による払込の方法での本新株式の引受の申込については、申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期日に下記(4)払込取扱場所へ引受価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部	東京都港区港南四丁目1番8号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京中央支店	東京都千代田区大手町1-5-5

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	350,877個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	27,719,283円
発行価格	新株予約権1個あたり79円 （新株予約権の目的である株式1株当たり0.79円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月18日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部 東京都港区港南四丁目1番8号
払込期日	平成30年7月18日（水）
割当日	平成30年7月18日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 東京中央支店

- (注) 1. 第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、発行を承認する決議が行われています。なお、小川浩平氏は本新株予約権の割当予定先となる匿名組合の出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加していません。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を交付する数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として35,087,700株とする。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本欄第2項に定義する行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、57円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行済普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4)</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の東京証券取引所市場第二部(以下「東証第二部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,027,718,183円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加または減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額と同額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年7月19日から平成32年7月18日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部 東京都港区港南四丁目1番8号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 東京中央支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 平成30年7月19日以降いつでも、当社は、取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(2) 平成30年7月19日以降、東証第二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。</p> <p>(3) 平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の終値の単純平均値が30円以下になった場合（このような状態になった日を以下「下限到達日」という。）、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p>

	<p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限 別記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」、本項、「新株予約権の譲渡に関する事項」、及び、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の第2項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記「(2) [新株予約権の内容等]」の表中「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「(2) [新株予約権の内容等]」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に記載の受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に記載の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,277,714,483	16,280,000	2,261,434,483

(注) 1. 払込金額の総額は下記を合算した金額であります。

本新株式の発行による払込金額の総額	249,996,300円
本新株予約権の発行価額の総額	27,719,283円
本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	1,999,998,900円

2. 第三者割当による本新株式発行価額749,994,600円のうち、499,998,300円は現物出資（D E S）であり、金銭として払い込まれる予定の金銭は249,996,300円であります。
3. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
4. 発行諸費用の内訳は、価値算定費用2,700千円、弁護士費用3,780千円、登記費用9,800千円（以上、確定金額ではありません、）を予定しております。
5. 発行諸費用の概算額は、消費税等込みの金額となっております。なお、発行諸費用の支払いには、上記本新株予約権の発行による調達額27,719,283円からの充当を予定しています。残額は、当社及び当社グループの運転資金として利用する予定です。

(2)【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金及び現物出資の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社及び当社グループの運転資金	244	平成30年7月～平成31年1月
中国における新規設立会社（当社子会社）Daikokuya DuoJin Technology (Beijing) Co., Limitedへの出資金（会社の設立費用、人材採用費）	5	平成30年7月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

現物出資による資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
現物出資による債務の償却（D E S）	499	平成30年7月

D E S 対象借入金及び借入利息目録

平成30年7月2現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成29年11月30日	平成29年12月30日	120,000,000円	5.0%	3,534,246円
平成30年2月13日	平成30年3月13日	350,000,000円	5.0%	6,712,328円
平成30年3月16日	平成30年4月16日	30,000,000円	5.0%	447,945円
計		500,000,000円		10,694,519円

(注) 利息金額は借入日より本届出書提出日現在の金額を記載しておりますが、払込期日である平成30年7月18日までの未払利息は、11,790,410円となります。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日（平成30年7月18日）において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

D E S 対象の小川浩平氏からの借入金使途明細表

借入日	借入金額	運転資金	使途合計
平成29年11月30日	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円
平成30年 2月13日	350,000,000円	350,000,000円	350,000,000円
平成30年 3月16日	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
合計	500,000,000円	500,000,000円	500,000,000円

- (注) 1. 平成29年11月30日借入の120,000,000円は、平成30年 2月13日に、関東財務局長へ提出いたしました、第109期第3 四半期報告書に記載にしましたように、当初、第17回新株予約権による調達資金で平成30年 2月までの当社グループの運転資金を賄う予定でしたが、資金使途を変更し当社の連結子会社大黒屋グローバルホールディング株式会社（以下、「大黒屋グローバル」といいます。）における株式併合により生じた端株の買取資金として同社への貸付に充ていたしました。その結果、平成29年12月からの運転資金を補うため、小川浩平氏より借入れたものです。
2. 平成30年 2月13日借入の350,000,000円は、2月以降の当社グループの運転資金となりますが、そのうち約150百万円を大黒屋グローバルへの貸付を行い英国の当社連結子会社SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDグループ（以下、「英国S F Lグループ」といいます。）の運転資金に充当するため送金済です。
3. 平成30年 3月16日借入の30,000,000円は、当社の運転資金に充当します。
4. 小川浩平氏からの借入金の当初返済期日は、借入後1ヶ月となっておりますが、期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していないこともあり返済期日は何れも平成30年 7月18日まで更新されます。

(D E S 対応債務となる小川浩平氏からの借入金の資金使途)

当社は、平成30年 2月13日に、関東財務局長へ提出いたしました、第109期第3 四半期報告書に記載にしましたように、第17回新株予約権による調達資金の使途を変更した結果（当初は、平成30年 2月までの運転資金に利用する予定としていた資金を、当社が大黒屋グローバルを完全（100%）子会社化することを目的として、大黒屋グローバルが株式併合後の端株の買取を行うための資金として同社に貸付を行ったため）平成29年12月以降の当社及び当社グループの運転資金が不足する状態となっております。これをカバーするため、平成29年11月30日に120百万円を小川浩平氏より借入を行い平成30年 2月までの当社及び当社グループの運転資金に充当（当社人件費、弁護士費用などの支払手数料及び旅費交通費、ラックスワイズ株式会社（以下、「L W」という。）の支払手数料（システム開発費）、大黒屋グローバルの業務委託費（監査法人、税理士及び弁護士報酬や業務委託契約に基づく報酬など）いたしました。さらに、平成30年 2月13日に350百万円及び平成30年 3月16日に30百万円を、小川浩平氏より借入を行いました。これらの資金のうち、167百万円を大黒屋グローバルに貸付を行い、さらに大黒屋グローバルから英国S F Lに1百万（約150百万円）の貸付を実行し、S F Lの運転資金（人件費及び地代家賃など）に充当しております。英国S F Lへの貸付につきましては、英国S F Lグループでは、Gordon Brothers Finance Company（以下、「G B F C」といいます。）より10百万（円換算額約15億円）の借入を実行しており平成30年 4月6日が返済期限となっていたため、期限延長の交渉をしておりましたが、期限延長の合意が得られない場合を想定し緊急融資を行ったものであり、期間延長につき合意が得られたため、運転資金に充ていたしました。なお、残額の17百万円は、大黒屋グローバルの運転資金に充当しております。また、大黒屋グローバルへの貸付金以外の333百万円については、平成30年 6月までの、当社及び当社グループの運転資金に充当してまいります。主な内訳につきましては、当社の人件費112百万円、支払手数料46百万円、旅費交通費24百万円、業務委託料13百万円、賃借料11百万円、当社子会社のラックスワイズ株式会社（以下、「L W」といいます。）の支払手数料（システム開発39百万円、大黒屋グローバルの人件費・業務委託料26百万円などに利用してまいります（平成30年 6月まで）。

上記小川浩平氏からの借入金は当座のつなぎ融資であり速やかに返済する必要があるため、D E Sにより株主資本に振替えることとしました。D E Sによる借入金返済は、資金の手当ては生じないこととなりますが、当社有利子負債の圧縮及び自己資本の増加により財務体質が改善するとの判断により、小川浩平氏との協議の結果、実施するものです。

(当社及び当社グループの運転資金)

当社においては、運転資金の不足が恒常的に発生しております。その原因は、当社グループ持株会社としての運営に関する費用を配当等で子会社から受領することができなくなっていることが原因です。現状におきまして、黒字企業である主要連結子会社の株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）においては、平成27年10月の金融機関からの借入実行時に、英国S F Lグループの買取資金相当を含め借入を行っております。当社は、大黒屋の借入金のうち50億円をインターカンパニーローンとして借り受けております。さらに、当社は、当該資金50億円を大黒屋グローバルに貸し付けを行い、英国S F Lグループの買取資金としております。その後、

大黒屋グローバルは、当社からの借入金をD E Sにより資本としております。なお、大黒屋の金融機関からの借入金については、財務制限条項により、大黒屋から当社への配当などの資金の提供が制限された状態となっております(大黒屋から当社への借入金は現状も50億円です。)また、その他の関係会社につきましては、英国S F Lグループでは、買収後のリストラクチャリングがほぼ完了し、EBITDA(金利・税金・償却前利益)黒字化を平成29年12月(第3四半期)には確保しております。現地で借入金金利が高いため、有利子負債の金利負担及びリファイナンスのための在庫の処分や事業の選択と集中を進めた結果、売上高が減少し、のれん代の一括償却により、平成30年3月期の最終損益において損失を計上しており、当社が配当を受領する状況には至っておりませんでした。しかしながら、本調達スキームにより調達した資金を英国S F Lグループの在庫取得資金に充当することにより、可及的速やかに年次での黒字化を達成し、当社グループ内での健全な資金の循環が実現されるものと考えております。さらに、当社単体としては電機事業部門がセグメント上の利益を計上しているものの、当社グループ全体の資金不足を賄い当社及び当社グループ全体の運転資金を確保する程度には至っておりません。以上のような状況において、今後も当面継続すると想定される運転資金の調達が必要となっております。なお、本新株式による資金調達で平成31年3月までの資金を調達することを検討いたしました。本新株式による調達の規模が、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合(東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券株式会社内)の営業者であるMTキャピタル合同会社(業務執行社員三田証券株式会社、以下、「MTキャピタル」という。)(三田証券株式会社投資銀行本部所属の担当者)と当社社長が運転資金についての説明を資金計画に基づき行い協議した結果、244百万円とすることを口頭にて合意いたしました。そのため、平成31年1月以降の運転資金については、新株予約権での調達としております。

(中国における新規設立会社(当社子会社)Daikokuya DuoJin Technology (Beijing) Co., Limitedへの出資金(会社の設立費用、人材採用費など)

当社は、中国において以下に記載します金融事業の合併会社を平成30年7月10日を目途に設立します。資本金は34百万円(当社負担分27百万円)としますが、中国の会社法では、資本金に相当する資金の注入がなくとも会社は設立できるとのことです。そこで、設立後3ヶ月の必要運転資金を5百万円と見積もり、当社が本新株式による調達額から、5百万円の出資を行います。残額22百万円については、本新株予約権にて調達し、事業の進捗に合わせて順次出資し、事業が軌道に乗るまでの運転資金として利用し、最終的に34百万円(当社負担率80%)となります。中国においては、設立後10年以内に資本金に相当する資金の注入が完了すればよいとのことですが、当社は、平成31年3月を目途に完了したいと考えております。なお、当該5百万円を当社が出資することとしたのは、当社代表取締役の小川浩平と合併の相手先である北京陸秦網(陸)科技有限公司(以下「陸秦科技」といいます。)の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意しております。具体的な用途につきましては、3ヶ月分の運転資金で、人材採用、システム費用、地代家賃及び登記費用となります。

中国北京に拠点をもつ陸秦科技との間で、中国における金融サービスを提供する目的として業務提携を行い、合併会社(子会社)を設立することに関して、当社代表取締役の小川浩平と陸秦科技の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意し、今後、合併契約を締結する前提となる秘密保持契約及び合併契約を平成30年7月中に締結することとなりました。

近年、中国のフィンテック(フィンテック(FinTech)とは、「Finance - ファイナンス - (金融)」と「Technology - テクノロジー - (IT技術)」を組み合わせた造語で、金融とIT技術を使用して生み出された新たな金融サービスを表します。)は、市場規模が拡大しております。三菱東京UFJ銀行中国投資銀行部中国調査室が発行した「BTMU(China)経済週報2017年1月5日第332期」によれば、「中国の消費水準の向上を背景に大口決済需要が高まっている。個人消費向けローンを通じて、生活条件の改善要求を有し、かつ、一定の経済力を有する人は、住宅や自動車など高額な消費財の購入に対する需要を早くも満たしたほか、消費向けローンも住民生活水準の向上および社会消費の高度化を促進した。住民の消費習慣の変化や政府の産業政策の後押し、並びに多くの業者の参入や運営モデルの持続的革新により、「消費金融」市場は急速な発展軌道に乗ったほか、あらゆる消費シーンへのモバイルインターネットの普及に伴い、「インターネット消費金融」分野にはより一層大きな潜在力があると見込まれている」としています。さらに、「2013年~2014年、中国の「インターネット消費金融」市場は発展の初期段階にあったが、2015年に入り「消費金融公司」の施行範囲が全国に拡大され、人民銀行が信用調査ライセンスを発行したことに伴い、インターネット大手や新規企業が消費金融への参入に動き出した。「インターネット消費金融」市場は過去2年間の急成長に続き、平成27年は爆発的な成長を迎えた。」としています。

このような状況を勘案し、当社は、中国の消費金融サービスは今後の成長性が見込める市場であると判断し、そこで、CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.(以下において「CITIC」といいます。)との中古ブランド品の買取・売買事業を行っているBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation, LTD(以下、「信黒屋」といいます。)と連携して、新規合併会社が陸秦科技の有する「スマホアプリを用いた個人消費者向けのローンサービス」のノウハウを活用し、小売事業におけるショッピングローンなどの金融サービスを提供することを目的として、新しい金融市場に参入することを決断しました。

このたび設立する会社は、中国北京にあるすでに消費金融事業を展開している陸秦科技と当社の共同出資企業です。当社は新規合弁会社に対して資金提供と、信黒屋との事業連携を行うこととします。同合弁会社の経営陣として当社経営陣より2名、陸秦科技経営陣より1名を任命し、事業を展開します。

新規設立の合弁会社の概要

名称	Daikokuya DuoJin Technology (Beijing) Co., Limited (大黒屋 ⁵⁷ 金融科技(北京)有限公司)(仮称)
所在地	中華人民共和国北京市
代表者の役職・氏名	董事長 小川 浩平
事業内容	システム開発及びサービス提供、総合輸出入貿易業務
資本金	200万人民元(約3,400万円)
設立年月日	平成30年7月(予定)
決算期	12月
純資産	未定
総資産	未定
合弁会社に対する出資比率	当社:80%、陸秦科技:20%

(注)1. 円換算にあたっては、1人民元=17円として換算しております。

2. 本合弁会社の経営陣については、当社が任命する2名(小川浩平を含む)、及び陸秦科技が任命する1名の、計3名が就任する予定です。

3. 当社代表取締役の小川浩平と陸秦科技の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意し、今後、合弁契約を締結する前提となる秘密保持契約及び合弁契約を平成30年7月中に締結予定です。

業務提携の相手先の概要

名称	北京陸秦网[75]科技有限公司		
所在地	中華人民共和国北京市		
代表者の役職・氏名	秦若耶 Qin Ruoye		
事業内容	技術推广サービス、コンピューターシステムサービス、ソフトウェアサービスの提供		
資本金	1,500万元（約2.55億円）		
設立年月日	平成26年3月		
大株主及び持株比率（平成30年6月27日現在）	秦若耶 : 50% 季良宝 : 24.3% 青島[74]睿創業投資中心 : 15%		
上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	関連当事者には該当しません。	
当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
純資産	-	16百万円	6百万円
総資産	-	116百万円	280百万円
売上高	-	0百万円	56百万円
当期純利益	-	33百万円	23百万円

（注） 業務提携先については、定款で実在性を確認しており、また提携先のホームページは、中国ICP（中国のウェブサイトのトップページに表示されている許可証。中国のサーバーでWebサイトを公開し配信する場合、運営者の個人・法人・国籍を問わず、全てのWebサイトは中国が法令で定めている「ICPサイト登録」が必要です。）を取得していることから、反政府組織ではないことを確認しております。

本新株予約権の発行により調達する資金の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社及び当社グループの運転資金	67	平成31年1月～3月
大黒屋グローバルへの貸付金（英国SFLグループへの貸付金（在庫の取得資金））	420	平成30年7月～平成31年3月
大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金	840	平成30年7月～平成32年6月
中国における新規設立会社（当社連結子会社）Daikokuya DuoJin Technology (Beijing) Co., Limitedへの出資金（運転資金）	22	平成30年10月～平成31年3月
CITICとの中国合弁会社への出資金（在庫取得資金）	250	平成30年7月～平成31年3月
LWへの貸付により、質屋・古物売買業における、EC・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの運営費（広告費、人件費、システム維持費）	412	平成30年7月～平成31年2月
合計	2,011	

（注）1．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

2．本新株予約権が全額行使された場合の当社調達資金による使途を示していますが、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記資金使途の金額に満たないことになります。

なお、調達額が不足することとなった場合には、別途資金調達を検討することとなります。その場合の優先順位につきましては、大黒屋グローバルの100%子会社化、SFLグループの在庫資金、ECモバイルシステム資金、CITICの在庫取得資金、中国の新規設立会社の出資金、当社及び当社グループの運転資金を想定しております。

（当社及び当社グループの運転資金）

本新株式の発行により調達する資金の使途に記載しましたように、本新株式にて平成31年3月までの資金を調達することを検討しておりましたが、本新株式の規模が244百万円となったため、不足分を本新株予約権にて調達することといたしました。

（大黒屋グローバルへの貸付金（英国SFLグループへの貸付金（在庫の取得資金）））

英国SFLグループでは、Gordon Brothers Finance Company（以下、「GBFC」といいます。）より100万（円換算額約15億円）の借入を実行しております。借入実行時には、十分な営業利益が得られ黒字となる計画でしたが、当該借入金の金利は10%程度の高金利であることから、借入金返済資金確保のため、平成30年3月から値引き販売による在庫処分を行なったものの、当該処分により確保できたのは、2百万で、平成31年3月末の資金残高は8.8百万にとどまり、全額を返済するための資金が確保できなかったため、当該借入金は、GBFCと期限延長の交渉を行った結果、平成30年4月6日より最大6ヶ月の期限延長の了承を得て全額延長期間に入っております。しかし、今後、当該借入の金利負担を極力軽減させるため、当該借入の延長期間は可能な限り短期間として、全額返済を計画しております。但し、現状は100万以上の資金を保有できておらず、分割返済が認められていないため、返済できておりません。返済資金については、SFLグループの保有する在庫及び質流れ品の処分を行い充当することにしていますが、平成30年3月末現在の現金及び預金8.8百万、在庫金額3.3百万で、合計12.1百万となっております。なお、SFLグループは、質屋業を主に営んでいることから、保有資金を全額返済に使用することはできません。過去の資金保有残高の実績から判断すると、質預りのための貸出金として4百万程度必要と考えており、全額返済ができない状況です。よって、自己資金から最大8百万返済に充当し、残額については、別途金融機関等から資金調達することを検討しております。その結果、借入金残高が減少し、さらに、現状の金利より低利で調達することを想定しておりますので、金利の圧縮は可能となります。

平成30年3月の在庫処分の結果、店舗において在庫不足の状態となるため、本新株予約権にて調達した資金420百万円を大黒屋グローバルに貸付け、さらに大黒屋グローバルからSFLに貸付を行い、当該資金にて在庫取得を行なうこととなります。なお、今回の借入金返済のため在庫処分を行なった結果、古物販売事業の売上回復が遅れることが予想され、本新株予約権による資金調達により、在庫不足の状態が解消することにより、黒字化が達成されると考えております。よって、平成31年3月期の黒字化を目標としております。

（大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金）

当社は、平成29年5月23日に東京証券取引所において適時開示しました「当社グループのさらなるグローバル化の推進に向けたCITICとの資本業務提携関係の強化にむけた「覚書」の締結、及び当社子会社による株式併合に関するお知らせ」のとおり、中国のCITICとの間で、資本業務提携関係の強化に向けて覚書を締結していますが、当社の連結子会社である大黒屋グローバルの当社グループによる100%子会社化がその前提となっております。そこで、大黒屋グローバルは、平成29年10月1日付で株式併合を行うことで当社グループによる100%子会社化を目指しましたが、現時点では、当社グループ（22株所有）以外に、外部株主（2株所有（併合前の6,800千株））が依然として存在する状況となっております。したがって、当社グループとしては、当該外部株主から大黒屋グローバルの株式を買取る必要がありますが、当該外部株主からも早急を買取を行うことを求められており、そのための資金が必要となっております。株式併合による端株の買取資金は、法令に基づき併合前の株式1株当たり105円で実行しておりますが、当該2株の買取価格につきましては任意売却となるため、端株の買取価格が適用されず、当該外部株主との交渉により決定されます。具体的な金額は未定であり、これからの交渉により決定されます。しかしながら合意に達する前提として資金の手当てが必要であり、これまでの交渉経過をふまえますと今回の資金調達では総額最大840百万円の資金手当てが必要であると考えております。仮に840百万円を買取実施の総予算とした場合の株式併合前1株当たりのバジェットは123円となります。一株当たりの価格そのものは今後の交渉にもよりますが、当社のビジネスプランにおけるCITICとの資本業務提携の重要性をふまえますと、当該株式を買取らずに放置することは著しく当社の企業価値を損ない、株主の利益にも反する恐れがあります。したがって当社としては、上記株式買取のための総予算の範囲内で、かつ当社の企業価値と株主利益の最大化を最優先に考えて買取価格の交渉を行い、本資金調達によって買取を実施したいと考えております。また、当該買取につき法的な手段（再度、株式併合を行い外部株主の保有株を端株とする方法や、株式等売渡請求及び株式交換による方法）により強制的に買い取る方法を採用しなかったのは、株式併合につきましては、少数株主の排除のみを目的とした株式併合については、その株主総会特別決議が特別利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議として株主総会決議取消請求（会社法831条1項3号）の対象となるという見解があります。このようなリスクと株主総会開催に伴う手続きの時間等を考えると、任意買取により迅速に対処するほうが、現在の当社の状況においては適していると判断いたしました。また、株式の売渡請求につきましては、価格について対象株主が不当であるとする場合、株式の取得をやめることの請求（会社法179条の7）、売買価格決定の申し立て（会社法179条の8）、株式取得無効の訴え（会社法846条の2）等の法的手段があり、特に株式取得無効の訴えの提訴期間は1年間で、いつまでも完全子会社化が確定しない欠点があります。また、株式交換による方法につきましても、株式売渡請求と同様に、買取価格が不当であるとして、株主総会決議取消の訴えや株式交換無効の訴えの対象になり、いつまでも完全子会社化が確定しない欠点があります。したがって、本手続きによるよりも任意買取により即時確定させる方が、現在の当社の状況においては適していると判断したとしても不合理ではないと思われれます。以上のようなことから、当社は、法的手続きを実行する場合の、手続きの長期化を考慮し、現株主との買取交渉によることを選択いたしました。なお、株式の買取は、当社が行います。

なお、併合前の株式1株当たりの買取価格105円は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番1328号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）の評価結果をもとに、裁判所の許可を得た価格となっております。

（大黒屋グローバルホールディングス株式会社の概要）

事業内容：持株会社（株式を保有する会社：大黒屋、英国SFLグループ）

所在地：東京都港区港南4-1-8

代表者：代表取締役社長 小川 浩平

業績の概要（平成29年3月期：連結）

売上高：20,180百万円

当期純利益：170百万円

総資産：22,074百万円

純資産：14,234百万円

上記のように、CITICとの資本業務提携及び平成29年6月15日付けの適時開示「株式会社ブランドオフ（以下、「ブランドオフ」といいます。）との資本業務提携に関する覚書締結のお知らせ」にて開示していますように、大黒屋グローバルの100%子会社化の確実な遂行により、CITICからの出資が実施されることを前提にブランドオフ株式の取得を行い同社との資本業務提携を行うこととなっております。その出資額の一部を100%子会社化の資金に充当する予定にしておりました。これは、大黒屋グローバルの100%子会社化の確実性、ブランドオフとの資本業務提携及びCITICからの出資が同時に達成できることを想定して行動しておりましたが、しかしながら、平成29年11月10日に東京証券取引所において適時開示いたしました「株式会社ブランドオフとの資本業務提携に関する中止のお知らせ」ように、ブランドオフとの資本業務提携が中止となり、大黒屋グローバルの100%子会社化も達成できていないことから、CITICからの出資が延期となっております。そこ

で、ブランドオフに代わる、新たな共同投資案件を模索し協議を続けておりますが、共同投資案件が確定するまで、出資が行われない状況となっております。そこで、出資を受ける条件となる100%子会社化を優先して達成するため、本新株予約権による手取金の使途としております。なお、現株主とは、本新株予約権での調達となるため、即座に支払うことが難しいこととなることを説明のうえ、分割支払いにつきお願いしております。なお、CITICとは、下記に記載しておりますように、中国国内での合併事業を既に開始しており、良好な関係は継続中です。

(中国における新規設立会社(当社子会社) Daikokuya DuoJin Technology (Beijing) Co., Limitedへの出資金(運転資金))

中国での新規設立会社の出資金当社負担分の27百万円のうち、本新株式で出資した5百万円の残額を、本新株予約権にて調達いたします。具体的な資金使途は、人件費、地代家賃、システム費用などの運転資金に利用いたします。

(CITICとの中国合併会社への出資金)

CITICとの合併会社であるBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation, LTD(以下、「信黒屋」といいます。)は、中国においてブランド中古品の買取販売事業を開始し、既に北京、瀋陽、上海及び青島に4店舗出店をしておりますが、現状の信黒屋は、新規出店の初期費用によるコストの先行と、在庫の十分な確保ができていないことから、商品売上が低迷しており、黒字化が達成できておりません(なお、北京店は、今年度に入り黒字化の見通しとなっております)。そこで、全社ベースで黒字化の達成のためには、国内の大黒屋でのノウハウから、在庫の積み増しが必要であり、このような在庫確保のために、資金が必要となっております。平成29年10月の合併会社の取締役会で承認された事業計画においては、当面500百万円を必要としており、当社負担分の250百万円を信黒屋に出資することになります。当該金額を本新株予約権で調達し、在庫投資を行ってまいります。在庫の充実により商品売上の増収をはかってまいります。

現在、合併会社である信黒屋のCITIC株主であるCITIC XinBang Asset Management Corporation Ltd.(以下「信邦」といいます。)が香港証券取引所に上場申請を行っておりますが、上場の時期及びその可否は未だ不明です。上場申請が承認され、信邦が香港市場から資金を調達できた場合には、信邦負担分の250百万円を、信黒屋の在庫取得資金として出資することになります。また、香港上場が延期された場合には、別途調達し出資することとしています。なお、資金提供のタイミングは、同時に実行することを想定しておりますが、タイミングのズレがあった場合には、持株比率の変動が起きないように、当社又は信邦が、信黒屋に対して一旦貸付を行うなどして対応していくことで合意しております。なお、以降の資金調達については、金融機関からの借入金などを検討してまいります。

(LWへの貸付金(質屋・古物売買業における、EC・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの開発・保守・運営費用及び広告宣伝費等))

eコマース事業に関しましては、平成28年11月10日に「当社グループにおけるeコマース事業の発展的展開並びに当社国内子会社におけるeコマース事業の統合に関するお知らせ」にて開示いたしましたように、eコマース事業をグローバル展開するために、グローバルな共通システムをベースとし、それぞれの地域圏(日本、中国、欧州、その他)向けに、言語・通貨対応できるシステム開発を当社子会社のラックスワイズ株式会社(以下、「LW」といいます。)にて実施してまいりました。

そこで、本新株予約権により調達した資金をLWに貸付を行います。LWは、当該資金を利用して、従来外注にて行っていたシステム開発費をLWにて内製化し、独自のEC・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの開発・保守・運営のための人件費に124百万円(平成31年3月まで)、システム関連費用(データサーバーレンタル費、保守費及びセキュリティ費など)に60百万円を使用します。

当該システムを利用し、国内にて平成30年度上期より買取事業(顧客より商品の提供を受け、他の顧客に販売を行う仲介事業)を、販売事業(大黒屋を含む他の事業者から商品の提供を受け、販売を行い手数料を受領する事業)を下期から開始する予定です。中国及び英国におきましては、平成31年度以降順次開始してまいります。なお、当該システムを周知するための、広告宣伝費としてテレビCMに180百万円及びMobile広告に48百万円を利用する計画です。このように初期費用が発生する新たな取り組みとなりますので、黒字化は、平成31年3月期を目標としております。

上記のとおり、当社としましては当面多額の資金を必要としておりますが、これらの資金は、当社グループが国内における競争を制し、当社グループの強みを活かしてグローバルに展開してゆくためには必須のものであります。今回調達された資金が投入されることにより、当社グループの国内における経営と収益基盤の強化、中国事業の拡大展開と収益化、及び英国事業の安定を図ることで当社の企業価値を高めることができ、引いては当社株主の皆様のご期待に応えることができると確信しております。

（平成29年5月8日に提出した有価証券届出書による資金の状況等）

平成29年5月8日に提出した有価証券届出書に記載の「手取金の使途」の充当状況は以下の通りです。なお、第17回新株予約権の資金使途については、平成30年2月13日に関東財務局長へ提出した、第109期第3四半期報告書において記載のとおり、以下のように変更を行っております。

平成29年5月提出の有価証券届出書の株式の発行により調達した資金の充当状況				
金銭出資による資金の具体的な使途	充当予定額	調達金額	充当額	支出時期
CITICとの中国合弁会社への出資金（残り50%）の一部	60百万円	60百万円	60百万円	平成29年5月

平成29年5月提出の有価証券届出書の第17回新株予約権により調達した資金の充当状況						
第17回新株予約権による資金の具体的な使途	充当予定額	調達金額	未行使額	充当額	未充当額	支出時期
CITICとの中国合弁会社への出資金の残額	147百万円	147百万円	なし	147百万円	なし	平成29年5月
当社及び当社グループの運転資金	309百万円	268百万円	41百万円	268百万円	41百万円	平成29年5月～11月
大黒屋グローバルへの貸付金（株式併合に伴う端株の買取資金）	303百万円	303百万円	なし	303百万円	なし	平成29年12月
	759百万円	718百万円	41百万円	718百万円	41百万円	

未行使額41百万円が行使された場合には、平成30年7月以降の当社及び当社グループの運転資金に充当する予定です。

当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記の資金使途による種々の目的の達成を目指し、下記「A．他の資金調達方法の検討について」、に記載のように転換社債型新株予約権付社債での調達を含む他の資金調達方法について比較検討して参りましたが、下記「B．本調達スキーム（メリット）」に記載のとおり、本新株式（DES及び金銭出資）及び本新株予約権の同時発行による第三者割当増資が、現状においては、当社の財務運営において、またひいては当社株主の皆様にとっても適切な資金調達方法であるとの結論に至りました。

すなわち、当社としましては当面多額の資金を必要としておりますが、これらの資金は、当社グループが国内における競争を制し、当社グループの強みを活かしてグローバルに展開してゆくためには必須のものであります。今回調達された資金が投入されることにより、当社グループの国内における経営と収益基盤の強化、中国事業の拡大展開と収益化、及び英国事業の安定を図ることで当社の企業価値を高めることができ、引いては当社株主の皆様のご期待の応えることができるものと確信しております。

なお、当社は、当初から、既存株主の皆様への希薄化インパクトを極力低減するという目的から、緊急に必要なとする資金を新株式でその他を新株予約権で調達することといたしました。新株予約権を組み込むことにより、希薄化の進行が徐々に進むことになるため、既存の株主の皆様への一定の配慮がなされていることとなります。

この検討過程において、小川浩平氏とは当社の短期的資金繰り及び財務内容改善の観点から協議した結果、本新株式（DES）の割当予定先に選定しております。また、MTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社（以下、「MTキャピタル」と言う。）との交渉においては、当社は、一時に希薄化となることを回避するため、緊急性の高い資金は、株式にてお願いし、その他については、新株予約権で引き受けていただける割当予定先を検討していたところ、MTキャピタルより、緊急性の高い一部資金は保有する資金の範囲内で金銭出資するが、株価が下落した場合のリスク等を考慮して残りは新株予約権としたいとの提案を受け、当社の要望と合致することから、同社と協議した結果、本新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の割当予定先に選定しております。

本調達スキーム決定までの判断過程は以下のとおりです。

A. 他の資金調達方法の検討について

当社は、本調達スキームの決定に際し、下記記載の調達方法を含め検討しております。

(a) 公募増資

公募増資は、株式市場における当社株式への需要が十分あれば資金調達額が確実に見込めるというメリットがある一方、市場における需要調査を含め発行手続に時間がかかり費用が大きくなるを得ません。また、公募増資の場合、一度に株式を発行し資金調達ができる反面、同時に希薄化することを避けることはできず、既存株主持分への希薄化のインパクトが大きいため、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

(b) 第三者割当による株式の発行

今回は、小川浩平氏及びMTキャピタル匿名組合 に第三者割当により本新株式13,157,800株（平成30年3月末現在発行済株式数に対し12.67%）の割当てを予定しています。本新株式により調達する金銭出資額の249百万円は、平成30年7月度より不足することが想定される運転資金となります。よって、金銭出資による株式の発行が最適であると判断しました。さらに、金銭出資にて当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることも検討しましたが、一時期に希薄化となることを避けるべく、新株予約権との組み合わせとすることといたしました。

(c) 第三者割当による新株予約権の発行

当社は、既存株主の皆様の希薄化のインパクトを極力軽減させることを目的に、新株予約権での調達を検討いたしました。今回は、MTキャピタル匿名組合 に第三者割当により本新株予約権35,087,700株（同発行済株式総数に対し33.80%）の割当てを予定しています。緊急性の低い資金について割当予定先の要望により新株予約権にて引き受けていただけるとのことから、他の投資家を検討する必要はないと判断いたしました。

(d) 転換社債型新株予約権社債の発行による調達

当社の方針として、連結負債比率の上昇は抑え、エクイティによる資本調達を希望していることから、今回は、転換社債型新株予約権付社債での調達は断念することといたしました。

(f) 借入金

金融機関からの借入につきましては、当社グループは平成30年3月31日現在（平成30年5月14日付で開示いたしました、決算短信による）連結ベースで8,889百万円の有利子負債（総資産額14,879は百万円）があり、平成30年3月期の親会社株主に帰属する当期純損失790百万円となっており、このような状況を考慮すると、金融機関による当社の審査等には時間が必要と思われる、今回の調達は難しいとの判断をしております。

B. 本調達スキーム

（メリット）

本調達スキームは、本新株式（金銭出資・DES）及び本新株予約権を組み合わせで行います。このような、組み合わせとなったのは、当初から、既存株主の皆様の希薄化インパクトを極力軽減するということが目的とし、緊急に必要とする資金を新株式でその他を新株予約権で調達することとしたため、新株式と新株予約権の組み合わせとなる、本調達スキームで行うこととなりました。

本調達スキームにより、当社は本新株式による2.5億円及び本新株予約権が全額行使された場合の20.3億円の合計である22.8億円（発行諸費用を除くと22.6億円）を調達することができます。本新株式により、2.5億円の資金が確保されるとともに、DESにより、5.0億円の債務が削減され、合計7.5億円の資本が増強されます。また、本新株予約権の行使が進めば行使価額相当の資本が増強され、当社が予定する資金需要に充当することができるため、追加的借入の抑制、株主資本での調達による財務内容の改善等を通して当社株主の利益に資するものと判断しております。

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合 からは、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜転換または行使を行うこと、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却し、当社の経営に關与する意思はない旨の説明を受けています。従って、一般的な公募増資による新株式発行と比べると、株価への影響は比較的限定的なものと考えられ、当社株主の利益にかなうものと考えております。

なお、本新株予約権には任意取得条項が付されております。これにより当社としては、当社の株価の状況などに応じた当社の資金調達手段の見直しの自由度を確保することが可能となっております。

他方、当社の株価が上昇し既存株主の皆様にとって不利な価格で新株が発行されることが懸念されることとなった場面においては、同じく本新株予約権をいったん消滅させることで当該上昇した株価を前提により有利な条件での資金調達を検討することも可能となります。

また、当社株価が当初株価の200%以上となるような場面においては、既存株主の皆様の不利益が大きくなる懸念されることから、本新株予約権の全てを当社が強制的に取得する旨の取得条項が付されております。これにより、上記のような当社既存株主の皆様の懸念が確実に回避されることを明確にしています。

5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の終値の単純平均値が30円以下になった場合5連続で30円を下回った場合にも、本新株予約権の全てを当社が強制的取得する取得条項が付されております。この条項は、割当予定先にとっては、メリットとなることから、割当予定先の選定にあたって有利な条件となります。なお、この条項が付与された理由は、割当予定先が、行使価額まで回復が見込めない水準まで下落した場合の対応として要望があったことによるものです。

(デメリット)

今回の資金調達は、当社の今後の資金需要を満たすため22.8億円(発行費用を除くと22.6億円)と多額の調達額となっております。結果、現在の発行済み株式総数103,818,666株(議決権数1,037,576個)に対し、本新株式及び本新株予約権の発行数合計は48,245,500株(同482,455個)となり希薄化率は46.47%(議決権数46.50%)となり、大幅な希薄化が生じることとなります。

また、新株予約権においても、市場の状況により、市場価格が行使価額を下回る状況では行使が進まない可能性があり、この場合、行使が遅れて資金充当期に必要な資金が入金されない場合は一時的にはブリッジファイナンス等に対応し、最終的に予約権が行使されず、調達資金が必要資金に満たない場合は、別途借入等を検討することとなります。

「A.他の資金調達方法の検討について」、に記載のように他の資金調達方法について比較検討して参りましたが、本新株式(D E S及び金銭出資)及び本新株予約権の同時発行による第三者割当増資が、現状においては、当社の財務運営において、またひいては当社株主の皆様にとっても適切な資金調達方法であるとの結論に至りました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(ア) MTキャピタル匿名組合

名称	MTキャピタル匿名組合 同組合の営業者はMTキャピタル合同会社であり、同合同会社の業務執行社員は三田証券株式会社（以下、「三田証券」といいます。）であります。（注1）	
所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11三田証券内	
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株式に投資を行うため	
組成日	平成30年7月18日	
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTキャピタル（業務執行社員三田証券）	
出資の総額	2.82億円	
主たる出資者及びその出資比率	80% 小川 浩平（当社代表取締役社長） 20% アドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家）	
営業者の概要	名称	MTキャピタル合同会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11三田証券内
	代表者の役職・氏名	代表社員 三田証券
	事業内容	・匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務 ・有価証券の保有、運用、売買並びにその他の投資事業
	資本金	50万円
	出資者及びその出資比率	三田証券 100%

（注1） 三田証券株式会社は、三田邦博を代表取締役社長とし、本店所在地を東京都中央区日本橋兜町3-11に置いています。

(イ) 小川 浩平氏

氏名	小川 浩平
住所	東京都港区
職業の内容	大黒屋ホールディングス株式会社 代表取締役社長

b. 提出者と割当予定先との関係

(ア) MTキャピタル匿名組合

出資関係	当社代表取締役である小川浩平氏が、MTキャピタル匿名組合 への出資総額のうち225.6百万円（出資比率80%）の出資を行います。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(参考)

当社と当該匿名組合との間の関係	<p>MTキャピタル匿名組合 への出資総額282百万円のうち56.4百万円（出資比率20%）は、アドミラルキャピタル株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目3番3号 代表取締役 木下玲子。以下、「アドミラル」という。）が無限責任組合員を務めるアドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家）が出資いたします。MTキャピタル匿名組合 への出資総額のうち、残りの225.6百万円（出資比率80%）は、当社代表取締役である小川浩平氏が100%出資するドラゴンキャピタル株式会社（以下、「ドラゴンキャピタル」といいます。）が、アドミラルより払込期日に240百万円の融資を受け、同日付で当該匿名組合に225.6百万円の匿名組合出資を行います。なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTキャピタルから、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家）は、一切の指図権限のないことを確認しております。</p>
当社と営業者との間の関係	<p>当該匿名組合の営業者であるMTキャピタルは第12回新株予約権の割当先であるMTキャピタル匿名組合及び第14回、第16回、第17回新株予約権並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先であるMTキャピタル匿名組合 の営業者であり、また、当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券は第11回新株予約権の割当先であります。</p>

(イ) 小川 浩平氏

出資関係	提出日現在、当社普通株式5,905,300株（平成30年3月31日現在の発行済株式数に対して5.69%）を所有しています。
人事関係	当社代表取締役社長
資金関係	当社は平成30年7月2日現在借入金500,000,000円があります。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(ア) 本新株式及び本新株予約権の割当予定先としてMTキャピタル匿名組合 を選定した理由は次のとおりです。

- () 割当予定先のMTキャピタル匿名組合 の営業者MTキャピタル合同会社の業務執行社員である三田証券は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得、第14回、第16回及び第17回新株予約権、及び第1回転換社債型新株予約権付社債の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合 を通じた取得を行った実績があるため、本新株式及び本新株予約権の取得を検討する際にも比較的短期間でご承諾いただけると判断いたしました。
- () 上記第11回新株予約権については発行した840個（行使総額210百万円）のうち243個（行使総額60百万円）の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個（行使総額900百万円）すべての行使が行われた実績に鑑みれば本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断いたしました。第14回新株予約権については、発行した100個（行使総額1,200百万円）の全量が行使されませんでした。これは、株価が行使価額を下回る水準を推移していたことが要因であり、株価が行使価額を上回る水準である場合には、行使していただけたものと判断しております。なお、第16回新株予約権（100個）につきましては、40個（行使総額285百万円）が行使され、残り60個（行使総額428百万円）は第1回転換社債型新株予約権付社債の全額償還を前提として全て行使されております。この権利行使による受取金額428百万円は、平成29年3月27日付で当社が適時開示にて公表した「第2回無担保社債の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額買入消却及び第16回新株予約権行使に関する資金使途変更のお知らせ」に記載していますように、株式会社SBI証券を総額引受人とする第2回無担保社債（5.8億円）の償還資金の一部に充当し、当初予定のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENTとの中国合弁会社への出資金及び英国SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店を含む運転資金から変更しております。第17回新株予約権につきましては、割当てた88個（行使総額607百万円）の全額行使をしていただいております。
- () 本新株式及び本新株予約権を同時に発行する本調達スキームについて、これまでの取引関係があり当社の業務内容等を理解している営業者（MTキャピタル合同会社及び三田証券）から払込期日に同組合を組成することとし、同組合が引き受けるとの提案があったから、本新株式及び本新株予約権の払込期日に組成が予

定されているMTキャピタル匿名組合を割当予定先とすることを前提に検討してまいりました。その結果、匿名組合出資を引き受けていただける、投資家を選定したところ、小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合が出資の意思表示をしていただけたため、MTキャピタル匿名組合を割当予定先といたしました。

アドミラルは、小川浩平氏への融資については、同氏から株式の担保提供を受け、また、株価が下落した場合でも、借入金利息を受け取ることができるため、リスクが軽減されています。さらに、同社の代表者である木下玲子氏が大黒屋の代表取締役就任し、第17回新株予約権の割当予定先となった実績から、今回のスキームに参加いただけるようお願いしたところ、ご承諾いただいたものです。

なお、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者の代表社員である三田証券に確認したところ、MTキャピタル匿名組合は、本新株式及び本新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針とのことであり、支配株主の異動等が生じ得ないことも、当社の意向と合致しているものと考えております。

(イ) 本新株式の割当予定先として小川浩平氏を選定した理由は次のとおりです。

本新株式の発行による割当予定先である小川浩平氏は当社の代表取締役であります。小川浩平氏は、当社の経営者として当社の財務状況を改善すべく切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な当社の財務体質の強化を図るために平成23年から当社に資金面で多大な支援をしていただいております。

このようななか、あらためて事業状況改善までの当社の資金繰り及び財務内容の改善のために小川浩平氏と協議を重ねた結果、短期的な返済資金調達の回避と株主資本の充実につながるD E Sによる新株式の発行を行うことを合意し、本新株式の割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

(ア) MTキャピタル匿名組合に割り当てる本新株式は4,385,900株、本新株予約権35,087,700株の合計で39,473,600株（平成30年3月31日現在の発行済株式数103,818,666株に対して38.02%）であります。

(イ) 小川浩平氏に割り当てる本新株式の数は8,771,900株（平成30年3月31日現在の発行済株式数に対して8.45%）であります。

e. 株券等の保有方針

(ア) 当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタルより、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関する意思がない旨の説明を受けております。

また、MTキャピタルからは、MTキャピタルによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合は一切の指図権限のないことを匿名組合契約書において確認しております。

(イ) 割当予定先である小川浩平氏からは、取得した本新株式について長期保有する方針である旨の説明を受けております。なお、小川浩平氏が割当てを受ける本株式は、アドミラルに譲渡担保として担保提供されることになっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

(ア) 当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル及びその業務執行社員である三田証券から、本新株式及び本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただき、当社から本新株式及び本新株予約権の取得並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況について問合せを行いました。

その結果、MTキャピタル匿名組合の組成日が本新株式等の払込期日となることから、匿名組合出資を行う小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合（アドミラルが無限責任組合員）の資金状況を確認しております。小川浩平氏につきましては、小川浩平氏の100%出資会社のドラゴンキャピタルがアドミラルより借入を行うことから、当該借入金の融資証明書を確認しております。同様に匿名組合出資を行うアドミラルファンド投資事業有限責任組合については、アドミラルファンド投資事業有限責任組合の投資家に対するキャピタルコールにて資金を確保する旨をアドミラルよりヒアリングにて確認しております。なお、投資家は、ファンドからのキャピタルコールを受けた場合には、出資を行うことが義務付けられていることを同様にアドミラルよりヒアリングにて確認したことから、資金については、問題ないと判断いたしました。また、匿名組合が本新株予約権を行使する際に必要となる資金は、原則として本新株式及び既存保有株式、並びに本新株予約権の行使により取得した株式の売却資金を想定しているとのことですが、市場出来高が少なく売却が進まない場合や、急激な株価上昇により、一度に多くの本新株予約権の行使を行う必要性が出てきた場合におい

ては、行使資金をかける売却資金のみでは充当しきれない可能性があるため、そのような場合においては、三田証券からのMTキャピタルに対する2,000百万円の貸付枠に基づいた、三田証券からの借入れを実施することを口頭にて確認しております。当該貸付枠の有効性の確認を行うために、当社は三田証券がMTキャピタルに対して発行した平成30年6月6日付の融資証明書及び三田証券の平成30年3月31日現在の試算表における三田証券の貸借対照表の写しを受領し、資金残高等を確認しております。なお、当該貸付枠の実行の前提条件は、本新株予約権の払込の完了以外、定められておりません。

これらにより当社は、割当予定先による本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に支障がないことを確認いたしました。

- (イ) 当社は本新株式の割当予定先である小川浩平氏から、本新株発行にかかる払込についてその全額を小川浩平氏の当社に対する債権(「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」をご参照下さい。)の現物出資により実行する旨、口頭にて確認し、かつ当社において金銭消費貸借契約書及び当社の会計帳簿等を精査し、現物出資による払い込に必要な金銭債権の残高が存在すること確認しております。

g. 割当予定先の実態

- (ア) 本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタルは、三田証券100%出資子会社であります。三田証券は金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第175号)の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。業務執行社員である三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センター(住所:大阪市天王寺区生玉前町1-26、代表者:代表取締役 安岡優子)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表取締役及び取締役が犯罪歴及び反社会歴ともに該当がない旨の報告書を受領しております(WEB検索他、中央情報センターの蓄積情報による調査)。営業者であるMTキャピタルにつきましては、三田証券からMTキャピタルが反社会的勢力とは関係がないことを口頭にて確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、MTキャピタル匿名組合の出資者である小川浩平氏につきましても、株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社の調査報告書により犯罪歴及び反社会歴がともに該当がない旨確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。さらに、小川浩平氏の借入先となるアドミラルにつきましても、中央情報センターに依頼し、同社の調査報告書により犯罪歴及び反社会歴がともに該当がない旨確認しております。以上の結果、当社は、割当予定先が反社会的勢力と関係がないと判断いたしました。

- (イ) 小川浩平氏につきましても、当社及び小川浩平氏につき、株式会社中央情報センターの調査報告書により、犯罪歴及び反社会歴がともに該当がない旨の報告書を受領し、同氏が反社会的勢力と関係がないと判断いたしました。

また、当社は平成29年7月7日付「コーポレートガバナンスに関する報告書 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、当社としての反社会的勢力排除についての姿勢を示しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成30年6月29日）の東証における当社普通株式終値57円といたしました。なお、発行価格57円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値59.47円に対して4.15%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値60.85円に対して6.33%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値64.6円に対して11.76%のディスカウントとなります。発行価格は過去の平均価格に対して1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月ともディスカウントとなっております。平成30年5月14日付で開示いたしました決算短信によれば、連結ベースで8,889百万円の有利子負債、（総資産額14,879は百万円）があり、平成30年3月期の親会社株主に帰属する当期純損失790百万円となっており、同開示以降に形成された株価が当社の株式価値をより適正に反映しており、当社の業績の低迷傾向、株価のボラティリティ及び平成30年5月14日以降の直近株価の動向を踏まえると、取締役会決議日直前の時価に対してプレミアムを乗せた価格を発行価格とすることは非現実的であり、直前取引成立日終値が最もよく直近の株式価値を反映したものと判断しております。以上から当該発行価格は特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、本件取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）全員が本新株式の発行価格については、当社株式の価値を表す客観的な値である取締役会決議直前日の株価を基準として決定とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」も勸案の上、当社の経営状況その他の要因を検討した結果であり、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には当たらない旨の意見を述べております。

本新株予約権

本新株予約権の行使価格につきましては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル（業務執行社員三田証券株式会社）との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年6月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である57円を参考に決定した57円を基準株価として以下のとおりとしました。

名称	行使価格及びその算定根拠
本新株予約権	57円（基準株価に100%を乗じた金額）

当社は及び本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、直近3年から4年間に於いて複数回算定を依頼していますが、当社とは資本的及び人的関係のない第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番1328号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。かかる算定結果は下記の通りとなりますが、当社監査役4名（うち3名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、第三者算定機関による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行要項の内容及び下記の第三者算定機関の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。なお、当社代表取締役社長である小川浩平氏は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合への出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加していません。

（本新株予約権）

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき79円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を79円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価57円（平成30年6月29日の終値）、行使価格57円、ボラティリティ27.56%（平成28年5月～平成30年5月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.129%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき79円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価格は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成30年6月29日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の57円を参考に決定した基準株価に100%を乗じた金額である57円といたしました。なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均59.47円に対する乖離率は4.15%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均60.85円に対する乖離率は6.33%のディス

カウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均64.6円に対する乖離率は11.76%のディスカウントとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成32年7月17日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・本新株予約権につきましては、任意取得条項及び強制取得条項があります。

任意取得条項

平成30年7月19日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。この任意取得条項は、新株予約権の価格を下げる要因として査定に加味しております。なお、任意取得条項の発動は、株価が200%での発動を想定しているため、実質的には強制発動条項と同様に扱われております。

強制取得条項(株価が高騰した場合)

この場合は、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。

強制取得条項(株価が暴落した場合)

この場合は、割当予定先にとっては、株価の下落により株式の行使が進まないことから、株式の売却によるキャピタルゲインを得られないこととなりますが、投資家にとっては、時間的な価値が強制的にはく奪されることによるオプション料の減額が、強制取得されることにより投資家が得られる利得よりも大きくなるため、オプションの公正価値は減額される方向に働きます。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社普通株式の5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の終値の単純平均値が30円以下になった場合(このような状態になった日を以下「下限到達日」という。)、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり73,100株(最近2年間の日次売買高の中央値である731,000株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり79円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり79円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株式13,157,800株（当社株式に係る議決権数131,578個）が発行され、及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式35,087,700株（同議決権数350,877個）の総数は48,245,500株（同議決権数482,455個）であり、平成30年3月31日現在における当社の発行済株式総数103,818,666株（同議決権数は1,037,576個）を分母とする希薄化率は、本新株式12.67%、本新株予約権33.80%、合計で46.47%（議決権数に係る希薄化率は46.50%）となります。なお、本新株式が発行され、本新株予約権が全て行使された場合には、当社の発行済株式総数は、152,064,166株（当社株式に係る議決権数1,520,031個）となります。

当社としましては、当社グループにおける必要資金を調達してゆくためには、今回の本新株式及び本新株予約権の発行によって発生する約46%の希薄化を許容してでも必要な短期及び中期的資金を確保してゆく必要があると判断しています。これは、現時点では資金調達の選択肢は多くはなく、今後の必要資金額を確保するためには本調達スキームによる調達は必須となっています。一時的に46%程度の希薄化が生じますが、確保した資金にて事業の継続及び強化を図ることで、今後の収益確保につなげることができると考えております。そのことが、今後の当社の業績をつうじた企業価値向上にもつながり、結果、株主の利益にも適うものであると確信しております。

当社株式の直近6ヶ月間（平成30年1月～平成30年6月）における1日当たりの平均出来高は896千株（本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を加えた発行済株式総数152,064,166株の0.6%程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式、及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を1年間（245日/年営業日で計算）にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は196千株となり、上記1日当たりの平均出来高の22.0%となるため、株価に与える影響は限定的、かつ消化可能なものと考えております。

当社としましては、上記「第1[募集要項]5[新規発行による手取金の使途]」に記載しております必要資金を調達することは当社の将来的な事業の維持・継続に不可欠であり、今回の本新株式の発行によって発生する希薄化を許容してでも実行していく必要があると考えております。同時に本調達スキームによって確保した資金にて事業の継続及び拡大・強化を図り、今後の収益基盤を確保・強化することが今後の当社の業績拡大と企業価値向上をもたらす、最終的には株主の皆様利益にも適うものであると確信しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行数13,157,800株（同議決権数131,578個、及び本新株予約権の全額が行使された場合の新株式の発行数35,087,700株（同議決権数350,877個）の総数48,245,500株（同議決権数482,455個）は、現在の発行済株式総数の46.47%（同議決権数46.50%）に相当し、希薄化率が25%以上になることから、大規模な第三者割当増資に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
MTキャピタル匿名組合 (営業者：MTキャピタル合同 会社)	東京都中央区日本橋兜町3番11 号三田証券内			39,473	25.97%
小川 浩平	東京都港区	5,905	5.69%	14,677	9.66%
野村信託銀行株式会社(信託 口)	東京都千代田区大手町2丁目2- 2	3,893	3.75%	3,893	2.56%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番 地	2,248	2.17%	2,248	1.48%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	1,313	1.27%	1,313	0.86%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,202	1.16%	1,202	0.79%
田名部 誠悦	青森県八戸市	1,151	1.11%	1,151	0.76%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	997	0.96%	997	0.66%
エヌ・ティ・ティ・システム開 発株式会社	東京都豊島区目白2丁目16- 20 TCS-HD南池袋ビル	885	0.85%	885	0.58%
東京コンピュータサービス株式 会社	東京都中央区日本橋本町四丁目 8番14号	867	0.84%	867	0.57%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	850	0.82%	850	0.56%
計		19,311	18.61%	67,559	44.45%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成30年3月31日時点の株主名簿を基準に算定しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の総議決権数1,037,576個に、本新株式に係る議決権の数131,578個及び本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数350,877個を加えて算定しております。
4. 小川浩平氏が本新株式の発行により取得する新株式は、小川浩平氏が既所有の株式と併せて、アドミラルへ譲渡担保として提供されることとなります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本新株式13,157,800株(当社株式に係る議決権数131,578個)が発行され、及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式35,087,700株(同議決権数350,877個)の総数は48,245,500株(同議決権数482,455個)であり、平成30年3月31日現在における当社の発行済株式総数103,818,666株(同議決権数は1,037,576個)を分母とする希薄化率は、本新株式12.67%、本新株予約権33.80%、合計で46.47%(議決権数に係る希薄化率は46.50%)となるため、大規模な第三者割当増資に該当します。

大規模な第三者割当に該当するものの、「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 当該資金調達の方法を選択した理由」に記載の通り、当社及び当社グループでは、資金調達が必要であること。本スキームも含めて他の資金調達方法についても検討した結果、公募増資や借入金では、現状当社においては、調達が困難であること。また、株式により多額の資金を一度に調達すれば、既存株主の皆様様に希薄化インパクトが大きすぎることを考慮し、既存株主の皆様様に極力希薄化のインパクトを和らげる必要があったことから、本スキームによる第三者割当を行うことといたしました。

当社としましては、当社グループにおける必要資金を調達してゆくためには、今回の本新株式及び本新株予約権の発行によって発生する約46%の大規模な希薄化を許容してでも必要な短期及び中期的資金を確保してゆく必要があると判断しています。これは、現時点では資金調達の選択肢は多くはなく、今後の必要資金額を確保するためには本調達スキームによる調達は必須となっています。一時的に最大で46%を超える希薄化が生じますが、確保した

資金にて事業の継続及び強化を図ることで、今後の収益確保につなげることができると考えております。そのことが、今後の当社の業績をつうじた企業価値向上にもつながり、結果、株主の利益にも適うものであると確信しております。

当社株式の直近6ヶ月間(平成30年1月～平成30年6月)における1日当たりの平均出来高は896千株(本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を加えた発行済株式総数152,064,166株の0.6%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を1年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は196千株となり、上記1日当たりの平均出来高の22.0%となるため、株価に与える影響は限定的、かつ消化可能なものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、当社及び当社グループの事業の継続及び発展にとって、手取金の使途に本調達資金を充当することは、必要不可欠のものです。すなわち、当社グループの運転資金は、連結子会社の大黒屋からの配当は、金融機関との財務制限条項の関係で受領できないこと、他の連結子会社及び関連会社の黒字化には、もう少し時間がかかる現状においては、関係会社からの配当を受領できないことから、不足する当社グループの運転資金を調達する必要があること、中国での新規金融会社の設立は、中国での消費者金融サービスの需要が見込めること、大黒屋グローバルの100%子会社化は、C I T I Cとの資本業務提携を行うために必須であること、C I T I Cとの合併会社への出資は、中国での合併会社における在庫取得のための必要資金であること、S F Lの在庫取得資金は、黒字化のために必須であること、新たなE Cサイトの運用は、日本、欧州、中国の古物売買事業の発展のために不可欠であり、さらにそれ以外の国への進出のためには必須となります。

当社としましては、上記の必要資金を調達することは当社の将来的な事業の維持・継続に不可欠であり、今回の本新株式及び本新株予約権の発行によって発生する希薄化を許容してでも実行していく必要があると考えております。同時に本調達スキームによって確保した資金にて事業の継続及び拡大・強化を図り、今後の収益基盤を確保・強化することが今後の当社の業績拡大と企業価値向上をもたらす、最終的には株主の皆様の利益にも適うものであると確信しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

このような大規模な希薄化が生じることから、そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、弁護士 小野雄作氏(狛・小野グローバル法律事務所)を第三者委員会委員長とし、当社の監査役であって会社法第2条第16号に定められた社外監査役(栃木敏明、粕井滋、市古紘一)からなる第三者委員会より、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、平成30年7月2日付けで、大要、以下のとおりの意見をいただきました。

1 結論

本件第三者割当の必要性及び相当性について問題がないと考えます。

2 理由

(1) 必要性

本件第三者割当による調達資金は、貴社グループの運転資金、中国の新規金融会社の設立資金、小川浩平氏からの借入金の返済、英国S F Lグループの在庫不足を解消するための在庫取得資金、大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金、C I T I Cとの中国合併会社への出資金(在庫取得資金)の支払い、及びE Cモバイル向けのグローバルに一元化されたシステムの保守運用に関する人件費及びシステムを周知するための広告宣伝費等であり、いずれも貴社及び貴社グループの経営基盤の安定やグローバル化の推進を図ることを目的として行われるものであり、調達された資金は貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される使途に充当されるものと期待できます。また、貴社の現状の資金繰り、手元資金及び財務状況等に基づけば、本資金調達の緊急性も認められます。その他、貴社から受けた説明及び受領資料の内容について特に不合理な点も見いだせず、貴社には資金調達の必要性が認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社から受けた説明及び受領資料によれば、貴社は他の資金調達手段として、公募増資、金融機関からの借入、今回の割当先以外の投資家に対する株式等の第三者割当による調達も検討を行ったものの、既存株主に与える影響、貴社の調達方針に合致する投資家を探すことの困難性及び資金調達の確実性等を考慮して、現時点においては本件第三者割当の方法により資金調達を行うのが適切であると判断したとのことであり、その論理において特に不合理な点は見いだせません。

(イ) 割当先について

小川浩平氏は貴社の代表取締役社長として、貴社の財務状況を理解する立場からこれまでも貴社に対して資金面における支援を行ってきた実績があります。また、MTキャピタル匿名組合の営業者の業務執行社員である株式会社三田証券も過去複数回に渡って貴社の新予約権等の取得を行った実績があり、小川浩平氏に貸付を行い、MTキャピタル匿名組合に出資を行うアドミラルファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるアドミラルキャピタル株式会社は、過去に貴社の第三者割当増資を引き受けた実績があることから、小川浩平氏及びMTキャピタル匿名組合は、迅速に確実な資金調達を行うという観点からは、適切な割当先であるといえます。また、割当先MTキャピタル匿名組合の株式保有方針によれば、株式取得後も貴社の経営に大きな影響を及ぼさないものと想定できます。さらに、貴社において調査会社に委託する等して割当先MTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社、同合同会社の業務執行社員である株式会社三田証券及びその役員、並びに割当先小川浩平氏が反社会的勢力と関係を有するか否かの調査も行い、さらに、MTキャピタル匿名組合に出資を予定している、アドミラルファンド投資事業有限責任組合（アドミラルキャピタル株式会社が無限責任組合員）につきましても、反社会的勢力と関係を有するか否かの調査を行い、反社会的勢力とは関係がないことを確認していることからすれば、各割当先の選定に著しく不合理な点は認められません。

(ウ) 発行条件について

発行価格の適正性に関し、外部算定機関である株式会社東京フィナンシャル・アドバイザーズが本件第三者割当にかかる新株発行、新株予約権付社債及び新株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社が使用した評価ロジックも合理的であることから、第三者委員会としては、発行価格は相当であると判断します。その他の発行条件についても、貴社と割当先との間の総数引受契約書及び買取契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、これらの契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しているとのことで、その交渉プロセスにも不備がないものと思われます。

(エ) 希薄化について

本件第三者割当により既存株主の持株比率に46.47%、議決権数に46.50%という相応の希薄化が一時的であれ生じることとなります。もっとも、本件第三者割当が貴社の企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと考えられること及び本件第三者割当により貴社のニーズに合った多額の資金調達を短期間のうちに高い確実性をもって実現できると予想されることから、本件第三者割当は貴社の株主に希薄化を上回るプラス効果をもたらす可能性が高いと思われます。したがって、貴社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると考えます。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年7月2日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年7月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第109期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年7月2日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成30年6月29日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成30年6月28日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として小川浩平、辛羅林、鞍掛法道、伴野健二及び中岡邦憲の5氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として永井卓を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
小川 浩平	422,264	30,934	-	（注）1	可決 93.17
辛 羅林	423,294	29,904	-	（注）1	可決 93.40
鞍掛 法道	423,651	29,547	-	（注）1	可決 93.48
伴野 健二	423,514	29,684	-	（注）1	可決 93.45
中岡 邦憲	424,538	28,660	-	（注）1	可決 93.68
第2号議案					
永井 卓	433,388	25,465	-	（注）1	可決 94.45

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第109期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月29日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和 輝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大黒屋ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大黒屋ホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第109期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。